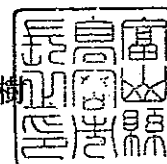


字の区域の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 25 年 9 月 17 日

高岡市長 高橋正樹



字の区域の変更に関するもの

市名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「下関町」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
高岡市	御旅屋町		72 の 2、72 の 7
	下関	方丈	137 の 2、137 の 5 から 137 の 15 まで、144 の 3 から 144 の 5 まで、180 の 3、185 の 2、185 の 10、185 の 11、266 の 1、266 の 7、273 の 3、277 の 2、280 の 1
		沢田	263 の 2、263 の 7、277 の 1、277 の 5、281 の 2、298、303 の 3
		布施	295 の 1、295 の 13 から 295 の 25 まで、315 の 3、327 の 4、327 の 8、327 の 9、328 の 3、433 の 1、433 の 8、433 の 9、439 の 4、439 の 6、439 の 11、450 の 1、450 の 3 から 450 の 7 まで、452 の 2 から 452 の 8 まで、454 の 1、454 の 10、454 の 14、468 の 3、472
		行歩殿	473 の 1
	山ノ下	767 の 1、767 の 2、767 の 4 から 767 の 13 まで、768 の 1 から 768 の 6 まで、825 の 1、825 の 4 から 825 の 14 まで、828 の 9、828 の 14 から 828 の 17 まで、832	

関大町		769 の 2、769 の 6、769 の 8、769 の 14 から 769 の 20 まで、777 の 4、790 の 1、790 の 7
宮脇町	山ノ下	830 の 1、830 の 2
	善太夫	833 の 1、833 の 2、845 の 1 から 845 の 5 まで
末広町		1002 の 2、1002 の 14、1004 の 2、1004 の 4 から 1004 の 6 まで、1016 の 2、1016 の 5、1049 の 11、1049 の 14、1231、1232 の 2、1232 の 7、1232 の 8、1232 の 10、1232 の 11、1235 の 2、1235 の 3、1235 の 5、1235 の 14 から 1235 の 19 まで

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。